



福岡医発第 2644 号 (地)
令和 3 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 2 (既存項目・変更あり)) が保険適用されたことに
伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示
され、令和 3 年 12 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありまし
た。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されてお
りますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号に掲載が予定されており、
また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保
険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第744号（保240）
令和3年12月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査1件（E2（既存項目・変更あり））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年12月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令3.11.30 保医発1130 第1号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

事務連絡
令和3年11月30日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 1 1 3 0 第 1 号
令和 3 年 1 1 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 3 年 12 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 3 (4) イ及びウを次のように改める。
 - イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎については E L I S A 法、F E I A 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は L A 法により、クローン病については F E I A 法により測定した場合に、それぞれ 3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ウ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるものののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、<u>潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはFEIA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。</u>ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、<u>ELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。</u>ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は<u>潰瘍性大腸炎の病態把握を目</u>

査及び区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一 月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定す る。 (5) (略)	的として、本検査及び区分番号「D 3 1 3」大腸内 視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たる もののみ算定する。 (5) (略)
---	--

新たに保険適用が認められた検査

令和3年11月30日 保医発1130第1号（令和3年12月1日適用）

No.1

測定項目	カルプロテクチン
販売名	エリア カルプロテクチン2
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	FEIA法
主な測定目的	糞便中のカルプロテクチンの測定（炎症性腸疾患の診断補助及び病態把握の補助）
点数	D003「9」カルプロテクチン（糞便） 276点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D003 糞便検査 (1)～(3)（略） (4) カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、<u>潰瘍性大腸炎についてはE L I S A法、F E I A法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はL A法により、クローン病についてはF E I A法により</u>測定した場合に、<u>それぞれ</u>3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 (5)（略）

（日本医師会医療保険課）